

2	土地利用計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3	海浜計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
VI	港湾の効率的な運営に関する事項・・・・・・・・
1	効率的な運営を特に促進する区域・・・・・・・・
2	効率的な運営を特に促進する区域(特定埠頭)・・
3	効率的な運営を特に促進する区域(P F I 事業)・・
4	効率的な運営を特に促進する区域(臨海部産業エリア)・・
5	臨海部物流拠点の形成を図る区域・・・・・・・・
6	効率的な流通業務を特に促進する区域・・・・・・・・
7	海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域・・
VII	その他重要事項・・・・・・・・
1	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設・・
2	港湾及び港湾に隣接する地域の保全・・・・・・・・
3	特定港湾施設の高さ及び機能の最適化・・・・・・・・
4	大規模地震対策施設計画・・・・・・・・
5	港湾の再開発・・・・・・・・
(1)	利用形態の見直しの検討が必要な区域・・・・・・・・
6	港湾施設の利用・・・・・・・・
(1)	物資補給等のための施設・・・・・・・・
7	港湾の開発の効率化・・・・・・・・
8	その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項・・・・・・・・
(1)	橋梁の桁下空間の確保・・・・・・・・
(2)	放置等禁止区域・・・・・・・・
(3)	再生可能エネルギー源を利活用する区域・・・・・・・・
(4)	開発空間の留保・・・・・・・・
(5)	将来構想・・・・・・・・
(6)	非常災害が発生した場合の船舶の交通の確保・・・・・・・・
(7)	災害時における港湾の事業継続計画・・・・・・・・

(8) 目次の記述例〔一部変更又は軽易な変更〕

一部変更又は軽易な変更においては、変更理由を記述する。一部変更における一般的な目次の記述例は次のとおりであるが、計画の事項ごとに必要な項目で目次を構成する。